

海外 出産育児一時金の申請をされる方へ

出産されたご本人のみ、窓口で申請することができます。

必要書類をご用意のうえ、能代市役所市民保険課窓口 1～4 番にてご申請ください。

	必要書類	詳細
1	申請者の本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証等
2	能代市国民健康保険の資格がわかるもの ※詳細の①～③のうちいずれか	①資格確認書 ②資格情報のお知らせ ③マイナポータルの「医療保険の資格情報」PDF データ
3	振込先口座がわかるもの	・預金通帳等
4	調査に関わる同意書	・能代市役所市民保険課窓口 1～4 番に用意があります
5	出産した事実を公的に証明する書類 ※現地の書類はすべて日本語の翻訳(翻訳者の氏名・住所の記載必須)が必要	・医師の証明書の原本（政府発行の出産証明書も可） ・国外で出生した子の住民登録 国内でする：子の住民登録が確認できてからの支給となります 国内でしない：現地の戸籍や住民票の原本の提出が必要です
6	出産の前提となる妊娠が確認できる書類 ※現地の書類はすべて日本語の翻訳(翻訳者の氏名・住所の記載必須)が必要	・妊娠届や母子手帳の写しなど 例) 妊婦健診を受けた証明や領収書 超音波の記録やエコー写真（日付と名前の記載があれば可）
7	出産された方の旅券（パスポートの原本）	・顔写真のページ、出入国のわかるスタンプ押印のページの原本 ・スタンプの押印がない場合は①②いずれかの書類が必要です ①航空券等の渡航記録が確認できる書類（e チケット等） ②出入（帰）国の記録がある書類 出入国在留管理庁に出入（帰）国に係る開示請求手続きができます

注意事項

- ・1 年以上海外に出国する場合は、住民票の転出手続きをすることが原則です。
- ・出産された方のご住所が能代市にあり、出産日に能代市の国民健康保険に加入していること、さらに一時的な渡航中の出産が支給の要件です。
- ・出産日の翌日から 2 年を経過すると時効となり支給されません。
- ・海外で出産された方の出産育児一時金支給申請の審査は厳しく設定されているため、支給決定まで時間がかかる場合があります。また審査に必要な書類を追加で提出していただく可能性があります。
- ・書類はすべて必要です。不足がある場合は申請できません。

能代市役所 市民保険課

国民健康保険係

0185-89-2166